

【報告事項】田川市自転車活用推進計画の策定について

1 計画策定の背景

国は環境負荷の低減、災害時の交通機能の維持、国民の健康増進等の課題に対応するために、平成29年5月1日に自転車の利用増進を基本理念とする「自転車活用推進法（以下「法」という。）」を施行し、平成30年6月に自転車の活用の推進に関する基本計画となる「自転車活用推進計画」を策定している。

さらに、法では、都道府県及び市町村が本計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画策定に努めることを規定しており、各自治体による「地方版自転車活用推進計画」の策定が求められている。

2 福岡県内の策定状況（令和元年11月時点）

平成31年3月策定：福岡県

令和元年度策定予定：福岡市、久留米市、春日市、糸島市、田川市

令和2年度策定予定：北九州市、大野城市

3 本市の対応

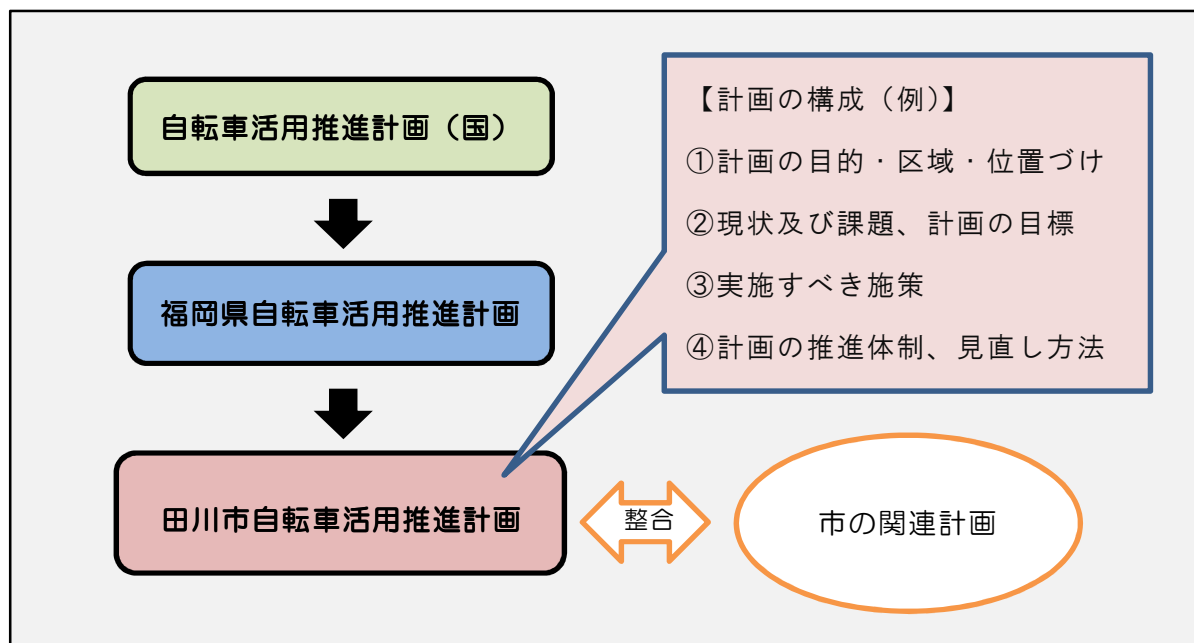
平成31年3月に福岡県が「福岡県自転車活用推進計画」を策定したことを受け、福岡県田川県土整備事務所（以下「県土」という。）より本市に対して、田川市管内での自転車道整備において通常より有利な国の補助金活用が見込まれる「田川市自転車活用推進計画」の策定要請がなされた。

これまでに、県土の主導により、本市も含めた関係機関の担当で構成する検討会議を開催して計画の実現・実行可能性を協議してきたが、今年度中の策定に目途がついたことから、今後、計画案を作成し、田川市都市計画審議会等で広く意見を聴取した上で、今年度末の完了を目指して計画策定を進めることとしたい。

4 計画の位置づけ及び構成

福岡県は国の自転車活用推進計画を踏まえ策定しており、市町村が本計画を策定する際は、国及び県に即した計画内容とする必要がある。

国または県の計画内容を基本とし、本市の実情に応じた目標や施策の方向性等を定めていくことになる。



5 計画策定のメリット

国土交通省は、地方版自転車活用推進計画の策定を促進し、同計画に基づく自転車通行空間整備について、防災・安全交付金により重点的に支援するとしている。

そのため、今後は同計画策定の有無が重点事業の採択要件となることから、同計画を策定する自治体においては、自転車通行量が増える可能性がある路線や将来的に自転車道の整備を進めたい路線等を計画に盛り込むことで、実際に道路整備を実施する際に国の補助事業の活用が可能となる。